

広島県告示第四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

平成三十年一月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

三原市大和町大具三五一六の三、三五二〇の二、三五二四の二、三五二四の三、三五二六の二から三五二六の四まで、三五二七、三五二八の二、大和町上徳良字吉光一〇〇〇二の四四、一〇〇〇二の四五、一〇〇〇二の四七

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅